

2020 年度税制改正に対する意見

2019 年 9 月



はじめに

わが国の景気は2012年12月以来2019年2月まで回復局面として、「いざなぎ景気」を抜き、戦後最長となった。

しかしながら、不安定な世界情勢や産業構造の変化が急速に進む中で、わが国が今後も景気回復の流れを止めることなく、持続的に成長を続けるためには、時代の変化に適応した法規制や働き方などの社会慣習の改革が欠かせない課題となっている。

一方、世界的視点に立てば、中国・新興国の著しい成長によるわが国のプレゼンスの低下、米中貿易摩擦を起因とした中国経済悪化による世界経済の減退、巨大プラットフォームのデジタル経済における市場支配力の巨大化など、わが国の経済や企業は憂慮すべき状況に直面している。

ひるがえって、わが国の今後の中長期的な課題に目を向ければ、少子高齢化による人口減少の中での労働力確保、地域創生、東京一極集中の是正、イノベーションの活性化、財政の早期健全化、凶暴化する自然災害からの国土強靱化など多くの難問が山積している。

令和新時代を迎え、わが国はこのような状況の大変化や重要課題に合わせ、経済社会の諸制度を根本から考え直す時期に来ている。税制はその重要な一角を占める。

このため、本会は中長期的な税制改革の方向性を展望したうえで、どのような租税政策を採るべきかについて意見を提起する。

意見は、前半で中長期的な税制の抜本的改革についての考え方を述べ、後半でその展開の一環として来年度の具体的要望事項を列記している。さらに巻末では、今年重要と考える税制について、本会会員への意識調査の結果も紹介している。

政策当局におかれては、本提言を今後の政策運営に反映されることを大いに期待するものである。

2019年9月

一般社団法人 中部経済連合会

会 長 豊 田 鐵 郎

副 会 長 上 田 豪

税制委員長

目次

第 I 部 税制改正の基本的見解	1
1. 税制改正の必要性 — わが国が直面する課題と税制の果たすべき役割 ... 1	1
(1) 日本経済の成長促進	1
(2) 国際的な環境変化への対応	1
(3) デジタル経済の成長への対応	2
(4) 財政の早期健全化	2
(5) 人手不足や働き方改革への対応	2
(6) 社会保障制度の持続可能性の向上	3
(7) 地域創生の実現	3
(8) 近年の大規模災害の教訓を踏まえた国土強靱化	3
2. 改革の進め方	3
(1) 税制、財政、社会保障制度の改革を「三位一体」で進める	3
(2) 法人税と消費税の改革を税制改正の中心に据える	4
(3) タックスミックスの考え方で租税体系全体を再構築する	5
(4) 国税と地方税の役割を根本から見直す	5
(5) 法人税改革は国際競争力向上を意識して行う	6
(6) 経済社会にふさわしい税制の新陳代謝を進める	6
(7) デジタル環境を活用した、より効率的な納税方法を導入する	7
3. 中部圏の税制への期待	7
(1) 新時代の成長産業を創出する地域を目指す「中部圏の将来ビジョン」 の実現を支援する税制	7
(2) 中部圏企業の税制に関する問題意識	7
4. 2020 年度税制改正に向けた論点	8
第 II 部 2020 年度税制改正に向けての意見	9
1. 企業の活力向上に資する税制の整備	10
(1) 企業の国際競争力向上、活力向上	10
(2) 中小企業の経営基盤強化	15
(3) 未来のための投資の促進、成長基盤の強化	17
(4) 国際課税制度	19
2. 地域創生に資する税制の整備	23
(1) 地域の自立性の強化、地方税制における税源の偏在性の是正	23

(2) 地域経済の活力向上	25
(3) 地域創生に資する人口減少緩和、労働参加率向上、子育て支援等の税制整備	27
(4) 中部圏の活性化に資する税制	29
3. 国土強靱化に資する税制の整備	30
(1) 民間施設の防災・減災に資する設備投資を促進する税制の整備・創設 ..	31
(2) 民間施設の防災・減災に資する既存税制の活用促進及び拡充・延長 ...	33
(3) 災害復興に資する税制の強化	36
(4) 税制措置の効果	36
4. 消費税制の改善	36
(1) 複数税率制度	36
(2) 逆進性緩和策	37
5. 税制の合理性・受容性の向上、新陳代謝	37
(1) 印紙税	37
(2) 事業所税（再掲）	38
(3) 固定資産税（再掲）	38
(4) 外形標準課税（再掲）	38
(5) 法人事業税における収入金課税の見直し（再掲）	38
(6) 自動車関係諸税の整理、簡素化、新税制の創設	38
6. 税務負担の軽減	40
(1) 申告・納税の電子化の推進	41
(2) 申告調整事務の軽減	41
(3) 減価償却資産事務の軽減	42
(4) 地方税の納付事務の軽減	42
(5) マイナンバーの有効活用	42

<付属書> アンケート調査および聞き取り調査の結果

第 I 部 税制改正の基本的見解

1. 税制改正の必要性 — わが国が直面する課題と税制の果たすべき役割

わが国の景気は 2012 年 12 月以来回復局面にあり、2002 年 2 月から 73 か月間続いた戦後最長の景気回復を抜くこととなった。しかしながら、米中貿易摩擦をはじめとする数々の問題に直面する現在、景気は足踏み状態と考えざるを得ない状況にある。これまでの景気回復の流れを止めることなく、わが国が持続的に発展成長を遂げるためには、克服しなければならない多くの課題が存在している。

いずれの課題対応においても、税制の果たす役割は極めて大きいことから、わが国経済の再生と持続的な成長に向けた戦略的な租税制度の整備が望まれる。

(1) 日本経済の成長促進

少子高齢化が進む中、持続的な経済成長の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2019（骨太の方針）」において、AI、IoT などの第 4 次産業革命の社会実装による Society5.0 の実現を進めるうえで「人づくり革命」と「働き方改革」に最優先で取り組むとしている。これにより生産性の飛躍的な向上を図るとともに生涯現役社会の実現に向けた全世代型社会保障改革を推進していくこととなる。

また、成長と分配の好循環の拡大には、内需の持続的な拡大と外需の継続的な取り込みを図る必要がある。そのためには賃金・雇用者所得の増加による消費の持続的な拡大と、経済連携やインバウンド等アジアをはじめとする海外の活力をさらに取り込むことが重要である。

さらに、産業空洞化の克服も重要である。企業が海外で得た収益を国内に還流することで国内投資と雇用を増加させ、新たな技術やビジネスを創出し国内経済の活性化を促す必要がある。

(2) 国際的な環境変化への対応

米国の貿易政策を起源とする世界的貿易摩擦拡大の恐れが現実的なものとなっており、今後日本および中国製品に対する米国の輸入関税引上げが強化されれば、わが国経済に対する影響は計り知れない。

さらに、米国は連邦法人税率を 21%へ引き下げ、法人実効税率が大幅に低減したことから、わが国の法人税の相対的な高水準化が顕在化している。

中国をはじめとする新興国の経済、技術、企業などのプレゼンスは急速に拡大し

ており、グローバル経済における競争環境はますます激化しつつある。相対的出遅れ感のあるわが国企業が競争を勝ち抜くためには、自助努力のみならず競争環境のイコールフットイング（競争条件の対等化）が不可欠である。

（３） デジタル経済の成長への対応

GAFＡに代表されるデジタル・プラットフォーマーは、世界中の顧客を対象として従来の商取引とは大きく異なる形態・速度で成長している。これまで想定しなかったような、国境を越えた様々な取引形態に対して、各国の税務当局が適切な徴税機能を果たしているとは言い難い状況にあることから、迅速な対応が必要との批判も高まっている。税務当局はデジタル・プラットフォーマーの収益実態にふさわしい課税体制を速やかに構築し、他企業との公平性の確保に努めるべきである。

（４） 財政の早期健全化

わが国の財政状況は悪化の一途をたどっており、いわゆる「国の借金」（内国債、借入金、政府短期証券の合計）は、2019年3月末で1,103兆円と前年から16兆円増加している。

一旦、財政不安となれば、金利の不安定化を招き、市場経済の自立性や健全性を阻害するのみならず、わが国の信用力そのものを失う危険がある。したがって、わが国財政の早期健全化は喫緊の課題であり、基礎的財政収支（プライマリーバランス、PB）の安定的な黒字化の達成が必要となる。政府はPB改善の遅れからPB黒字化の目標年次を2025年に延期するとしたが、黒字化の達成には歳出の見直しのみならず歳入の基となる税制の改革が極めて重要な役割を担うこととなる。

（５） 人手不足や働き方改革への対応

急速に進む人口減少・少子高齢化等の人口論的な問題は、年金・医療・介護・子育て支援等の各種社会保障制度の持続可能性に対する不安を高めるとともに、労働力人口の減少は経済の潜在成長率の低下圧力となる。

「骨太の方針」における「人づくり革命」の具体化策としてとりあげられた、幼児教育の無償化、低所得家庭子弟の高等教育無償化等の施策のための財源確保や、女性活躍の推進や高齢者雇用の促進のためには、それらにふさわしい税制の整備が必要となる。また、働き方改革における長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現に向けた施策を実施するとともに、その担い手となる企業への税制面での適切な措置を講じる必要がある。

(6) 社会保障制度の持続可能性の向上

人生 100 年時代を迎え、少子高齢化の中で生き方、働き方の多様化に対応できる持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題である。負担能力や世代間・世代内のバランスを考慮した給付と負担のあり方をふまえたうえで、全世代型社会保障制度を構築することが肝要である。社会保障制度の持続可能性を向上させるとともに、所得の再分配を図るために税制の果たす役割は極めて大きい。

(7) 地域創生の実現

魅力と活力あふれる特色ある地域社会を実現し、国全体の活力の向上に繋げるためには、地方の自主財源の強化や、制度疲労を起こしている交付税制度の見直しなどの税制面の改革が必要である。

また、過度な首都圏一極集中の是正、人口減少下での地域創生、企業の地方拠点の強化、地方都市の中心部の再生などの課題に対しても税制が果たす役割は大きい。

(8) 近年の大規模災害の教訓を踏まえた国土強靱化

東日本大震災、熊本地震に続き昨年 6 月の大阪府北部地震、7 月の西日本豪雨、9 月の北海道胆振東部地震、本年 6 月の新潟地震等によってわが国の広い範囲に大きな被害が発生した。被災地の 1 日も早い復興と被災者の生活再建を支援する必要があることは言うまでもない。何よりも重要なことは、これらの未曾有の被害から得た教訓を活かし、今後起こりうる地震、風水害、火山噴火等、様々な大規模災害に備えて国土強靱化を図ることである。

これらの大規模災害の重要な教訓の一つは、サプライチェーンの寸断等による経済活動への大きな影響であり、企業の自主的な防災・減災対策を推進することによりサプライチェーンを強化することは、国土強靱化の趣旨に合致する。

財政健全化の流れの中で、様々な支出への見直しが必要となる中においても、国土強靱化はわが国の存亡がかかった喫緊の課題であり、国が優先して手当てすべき分野である。

すなわち、大企業か中小企業かの規模を問わず、あらゆる企業の自主的な防災・減災対策を後押しする税制の早急な整備が重要である。

2. 改革の進め方

(1) 税制、財政、社会保障制度の改革を「三位一体」で進める

わが国の消費や投資が拡大するためには、国民が将来の生活に対する安心感や期待を持ち、明るい展望を持ち続けることができるような社会の実現が必要である。

そのためには、税制、財政および社会保障制度について、「三位一体」で改革を進めるべきである。さらに、租税も社会保障費も、国民負担という観点からは一体として国家財政を形成しているという認識に立ち、有機的で総合的な有効活用が行われる必要があると考えられる。

税制、財政で重要な役割を果たす消費税については、2014年4月に8%への引上げが実施されたが10%への引上げについては二度延期され、当初予定の2015年10月から2019年10月へと4年先送りされた経緯にある。安定的な税収基盤を構築する観点から、2019年10月の消費税率引上げ後も、さらなる消費税率引上げの内容および時期について、引き続き検討が進められることを期待する。

また、社会保障制度については、2013年8月に社会保障制度改革国民会議の報告書が取りまとめられ、改革の方向性、少子化対策、医療・介護、年金分野の改革案等が示された。

政府においては、国民のあるべき受益水準とそれに相応しい負担のあり方について、合理的で持続可能性のあるビジョンを示したうえで、改革を推進する必要がある。

(2) 法人税と消費税の改革を税制改革の中心に据える

2019年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」においては「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、「経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す」並びに「同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する」ことが財政健全化目標として前年と同様に維持された。

これらから明らかなように、税収の増加、財政再建のためには、わが国の持続的な経済成長が不可欠である。

持続的な経済成長のためには、「企業収益の増加→投資、雇用の増加→生産性の上昇、イノベーションや新たなビジネスの創出→企業収益の増加」といった国内経済の好循環が生まれることが必要である。

そのためには、内外の企業が活躍しやすい素地を整えるとともに、新たな産業の振興を促すべく未来志向型の支援策が望まれる。

また、法人税をOECD主要国と比較すると、わが国は法人税収のGDP比が高く、税収全体に占める法人税の比率が高いという特徴がある。これは2014年度の年次経済財政報告でも指摘されているところである。

さらに、税収面からみると法人税は景気変動の影響を受けやすい一方、消費税は景気の変動を受けにくく安定しているという特徴があることから、安定財源の確保の観点からは消費税の拡充が望ましい。

したがって、税制の抜本改革においては、法人税のウェイトを引き下げ、消費税のウェイトを引き上げることで税収構造を見直すことが重要である。

このことにより、「法人税負担の軽減→生産の拡大→所得と消費の拡大→消費税収入の拡大→財政健全化の促進」という、より高い経済成長と財政の早期健全化の両立が期待できる。

(3) タックスミックスの考え方で租税体系全体を再構築する

社会保障関係支出の抑制、国民の自己負担分の拡大の必要性については PB 黒字化時期の延期とあわせて国民の十分な理解を得なければならない。

さらに、今後の税制改革については、国民全体の受益および負担がどのようにあるべきかという観点から議論する必要がある、従来のように個別論点における微小な改革を繰り返すのではなく、抜本的な改革を導入すべき状況にある。個人税制全体で所得、消費、資産課税の再構築を図るというタックスミックスの考え方に基づいて改革を進めるべきである。

また、実効性ある税制の抜本改革のためには納税者の納得性を高める必要がある。今回の消費税率引き上げにおいては複数税率が導入されたが、この複数税率については、財源の減少、事務処理の複雑化等、様々な問題を抱えており、早急に見直すべきである。

今後の税制においては、消費税制と所得税制の各々の長所をミックスしたものを導入して税収の確実な確保および納税者の理解が得られる内容としなければならない。

なお、2016年1月から開始されたマイナンバー制度はこれに資すると考えられる。本制度によって納税者の所得や資産の捕捉が正確に行われるとともに、納税の公平性が確保され、さらに課税庁の事務の合理化が行われることを期待する。

(4) 国税と地方税の役割を根本から見直す

本来あるべき中央政府の基本的な役割は、外交、防衛および国民経済レベルでの変化に応じた機動的な政策発動などのマクロ的な機能であると考えられる。

これに対して、地方政府の基本的な役割は、地域の実態に応じた行政サービスの安定した提供であると考えられる。したがって、地方は行政サービスとの対応関係が妥当で、安定した自主財源の基盤を備える必要がある。

安定財源の観点からは、偏在性が大きく景気変動の影響を受けやすい地方法人二税（法人住民税、法人事業税）を縮減し、比較的安定した収入が得られる地方消費税の拡充を図るべきである。

また、自主財源の観点からは、中央政府と地方政府の税収割合（中央：地方＝6：

4) を歳出割合（中央：地方＝4：6）に近づけるべく、地方への財源移譲を図るべきである。

一方、行政サービスとの対応関係の妥当性の観点からは、償却資産に対する固定資産税など、応益性を見出しにくい税目は廃止ないし、整理削減すべきである。その際、事業所税など時代に合わなくなった税制を自主的に廃止できるよう、地方自治体の税制運用の主体性が尊重されるようにすべきである。

（５）法人税改革は国際競争力向上を意識して行う

世界各国は国際競争力向上の有力な手段として租税制度の整備を戦略的に進めている。わが国は各国が租税制度の優劣を競っているとの認識に立ったうえで税制改革を進めるべきであり、法人実効税率の引下げ競争はその典型例である。

実効税率は、2017年度が29.97%、2018年度および2019年度は29.74%と依然として30%に近い水準であり、諸外国よりも高い水準にある。

したがって、国際競争力を維持できるレベルへの早急な引下げを実施していただきたい。その際、わが国企業の実質的な租税負担の軽減が図られるよう、課税ベースについても国際競争を意識した検討を期待する。

加えて、国内市場が伸び悩む中、企業が需要の増大が見込まれる海外に展開していくことは自然な流れであるが、そのまま放置すれば産業空洞化がますます進行することになる。こうした産業空洞化に歯止めをかけ、わが国経済が持続的に成長していくためには、海外の活力を取り込んでいくことが重要である。このため、海外で得た収益を国内に還流させるインセンティブが働く税制を整備すべきである。

さらに、BEPS対応等の国際課税についても国際競争を意識し、わが国企業の実情に合った税務行政の運用を期待する。

（６）経済社会にふさわしい税制の新陳代謝を進める

経済社会を取り巻く環境は目まぐるしく変化している。租税特別措置は、実現すべき政策目標を踏まえたうえで、経済社会の変化に応じた見直しを進める必要がある。また、本会会員へのアンケートやヒアリング結果によれば、税務負担の軽減を求める声は大きい。したがって、IT技術の浸透に対応した電子政府の推進、e-Tax および eLTAX の環境整備、マイナンバー制度の活用等により課税庁の事務の効率化を図るとともに納税者の実務面での利便性の向上を図るべきである。

加えて、時代の変化とともに存在意義を失い合理性を無くした制度や、弊害を生んでいる制度の見直し等を機動的かつ早急に実施すべきである。具体的には、事業所税や印紙税に代表される、時代にそぐわない税制の廃止である。

(7) デジタル環境を活用した、より効率的な納税方法を導入する

「骨太の方針 2019」は、「行政サービスのデジタル化は、行政内部のコストおよび行政手続に係る民間負担の引下げを可能にするだけでなく、新たな民間ビジネスも活性化させる Society5.0 の実現に向けた基盤である。」としている。デジタル・ガバメントによる行政効率化の観点から、書類や対面手続き等の徹底した簡素化が課題となっており、納税についてもより効率的な電子申請方法の導入や添付文書の電子ファイル化が期待される。

3. 中部圏の税制への期待

(1) 新時代の成長産業を創出する地域を目指す「中部圏の将来ビジョン」の実現を支援する税制

中部圏は「ものづくり」の中核として、わが国経済の発展に貢献してきたが、近年のデジタル技術革新の進展によって産業間の融合は更に進み、これまでの産業分類ではとらえることのできない状況になりつつある。現在中部圏にとって弱みであるデジタル技術分野の集積を図り、デジタル技術革新への対応を進めることが急務である。また、圧倒的なスピードで新世代の成長産業を創出し、高い生産性と付加価値を生み出すイノベーション・エコシステムを構築することが重要である。そのためには、多様で有能な人材が充実したビジネスや余暇を楽しめる空間・まち等の環境を整備するとともに、世界から人を惹き付け、投資を呼び込む地域を目指す必要がある。

すなわち、中部圏がグローバル競争の中で生き残るためには、「ものづくり基盤とデジタル技術革新の融合で世界をリードする新世代の成長産業を創出する地域」および「人・もの・情報の対流・交流を創出し、世界から人を惹きつけ投資を呼び込む地域」とならなければならない。

こうした中部圏が目指す「将来ビジョン」の実現に向け、産業競争力強化や産業基盤を支える中小企業の支援、まちづくり、交通ネットワーク整備等の地域の発展基盤強化に資する税制の創設や整備を期待する。

(2) 中部圏企業の税制に関する問題意識

本会の会員企業は、税制改正に関して様々な問題意識を抱えており、先般本会が実施したアンケートにおいては、以下のような課題が指摘された。

- ・ 法人実効税率の引下げ
- ・ 消費増税を混乱なく着実に実行する環境整備、制度の改善

- ・ 生産性向上等を後押しする税制の整備
- ・ 国土強靱化に資する防災・減災設備の投資支援
- ・ イノベーション創出のための研究開発税制の拡充

これらの課題については、いずれも重要な論点であると認識し、本意見書においては個別に検討して具体的提言として要望していく。

4. 2020年度税制改正に向けた論点

ここまで述べてきた、税制改正の必要性、改革の進め方および中部圏の税制への期待を踏まえ、2020年度税制改正に向けた論点として、次の6項目を取り上げた。

第Ⅱ部では、これらの項目毎に税制改正に対する意見を展開する。

- ① 企業の活力向上に資する税制の整備
- ② 地域創生に資する税制の整備
- ③ 国土強靱化に資する税制の整備
- ④ 消費税制度の改善
- ⑤ 税制の合理性・受容性の向上、新陳代謝
- ⑥ 税務負担の軽減

第Ⅱ部 2020年度税制改正に向けての意見

《重点要望項目》

租税制度の改革に向け、特に以下の4点について「重点要望項目」として要望する。

- 連結納税制度の改善 . . . P14
- 研究開発税制の適用範囲の拡充 . . . P17
- 地域創生に資する人口減少緩和、労働参加率向上、子育て支援等の税制整備 . . . P27
- 国土強靱化に資する税制の整備 . . . P30

1. 企業の活力向上に資する税制の整備

(1) 企業の国際競争力向上、活力向上

①法人実効税率

- ・ 法人実効税率の引き下げは、国内企業の国際競争力向上だけでなく外国企業の国内誘致の観点からも重要である。
- ・ 国際的にみると、法人実効税率の主要成分である法人税率は引き下げ競争が行われている。海外の多国籍企業は税負担の軽い国へ親会社を移転するいわゆるインバージョンや利益を移転する等の行動を行っているが、各国はこの現実の重要性を認識しているからである。
- ・ 一方、わが国においては、2014年6月の『日本再興戦略』改訂2014』の中で示された「法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す」とする方針に従って、2015年度から引き下げが実施され、現在は29.74%となっている。しかしながら、2017年12月には、それまで法人実効税率がわが国よりも高い水準にあった米国が、税制改革により連邦法人税率を21%まで引き下げたため、法人実効税率は大幅に低下し、改めてわが国の法人実効税率の高さが際立つ結果となった。わが国の法人実効税率は、依然として世界の中でも最も高い水準にある。
- ・ これらのことを勘案し、法人実効税率を世界の平均レベルに近いアジア諸国並みの20%台前半へと早急に引き下げるべきである。
- ・ 引き下げの財源確保のためには税制の抜本改革が必要となるが、法人税の軽減、消費税の拡充という組み合わせ(タックスミックス)を中心に据えるべきである。 また、あわせて税源の偏在性と不安定性等の問題がある地方財政の現状を踏まえ、地方法人二税(法人住民税、法人事業税)の縮減と地方消費税の拡充をセットにすべきである。

②課税ベース

- ・ 課税ベースの拡大は、合理的な理由と根拠に基づいて行われるべきである。
- ・ 最近の課税ベースは、「欠損金の繰越控除制度」「減価償却制度」「貸倒引当金制度」などに見られるように、その多くは、法人実効税率の引き下げによる税収の減少を補うために行われているきらいがある。法人税収の減少を補うための課税ベースの拡大は法人実効税率の引き下げが本来目的とする税負担の軽減に反するものである。
- ・ したがって、法人税収の減少を補うための方策は法人税制の枠内だけで行おうとするのではなく、租税体系全体の中で適切なタックスミックスの考え方に従って行われるべきである。 タックスミックスは前項で示したように法人税制と消費税

制のミックスである。

③欠損金の繰越控除制度、繰戻還付制度

- 欠損金の繰越控除制度は、現在、中小企業については繰越欠損金の100%が所得金額から控除可能であるが、大企業については控除割合に制限が設けられている。具体的には、大企業においては、2012年度～2014年度は80%、2015年度は65%、2016年度は60%、2017年度は55%、2018年度は50%へと段階的に引き下げられて現在に至っている。繰越欠損金の所得金額からの控除割合を企業の大小によって差別的に取り扱う合理的根拠は乏しい。
- このため、大企業についても繰越欠損金の100%を所得金額から控除可能とすべきである。
- 加えて、控除期間（繰越欠損金の使用期間）については10年となっているが、所得は企業が存続している間、継続して発生するという性質のものであることを念頭に置けば、欧米並みの20年以上とすべきである。
- また、欠損金の繰戻還付は、2009年度税制改正で中小企業について復活したが、大企業についても制度を復活し、繰戻期間についても延長すべきである。
- これらのことにより、企業経営の安定性が確保され、ひいては長期的に安定した法人税収の確保、雇用の安定などに繋がるものと考えられる。

④減価償却制度

- 減価償却制度の定率法の償却率については、2012年度より定額法の償却率の250%から200%に縮小された。わが国企業の設備投資を促進し、生産性の向上や研究開発促進等に対するインセンティブが働くよう、元の制度に戻すべきである。
- また、技術革新が進む中で設備が陳腐化するスピードが速まっているため、減価償却制度の定率法の存在意義は高いと考えられる。このため、定率法については今後も制度を維持すべきである。

⑤貸倒引当金制度

- 貸倒引当金の税務上の損金算入制度については、2012年度から適用法人が銀行、保険会社等および中小法人等に限定されることとなった。
- 企業会計では、取り立て不能の恐れがある債権について、貸倒引当金を合理的な見積もりによって適正に計上しなければならない。
- したがって、税務上の損金に認定することは全ての企業にとって相当の妥当性があり、この税制の適用を銀行、保険会社等および中小法人等に限定する措置は適正性を欠く。企業の限定を解除し、元の制度に戻すべきである。

⑥受取配当の益金不算入制度

- ・ 2015年度税制改正では、法人の受取配当の益金不算入の割合が縮減され、課税強化の方向となった。
- ・ 本来、法人の受取配当については、二重課税排除の観点から全額を益金不算入とするのが原則であるため、再度の見直しを行うべきである。

⑦所得拡大税制の見直し

- ・ 所得拡大税制は、2018年度税制改正で大幅に改組され、適用要件充足時の税額控除の割合が大幅に引き上げられた。しかしながら、大企業への適用要件は旧制度よりも厳しくなっているため、従業員給与の引き上げに取り組む企業のインセンティブとして機能しない可能性が大きい。本会の会員企業の中でもこのことを指摘する声は多い。

【会員企業の声】

- ・ 前年平均給与に対して3%増加の要件は厳しい。
 - ・ 働き方改革による残業時間規制の導入を勘案すると、現状の残業代も含めた増加率では適用を受けるための要件はあまりにも厳しいため、月給と賞与のみで増加率が計算されるべきである。
- ・ 本税制の本来の目的である賃上げや生産性向上を達成するためには、企業が行う賃上げの度合いによって段階的に税額控除の割合を設定するなど、要件に柔軟性を持たせるとともに、実務負担の軽減を図るために、より簡素な制度へと設計を見直すべきである。

⑧マザー工場機能の拡充を支援する税制

- ・ 「マザー工場機能」とは、海外生産拠点の母型としての役割に加え、製品・製法の原型づくりや高度化、技術・技能・ノウハウの継承（人材育成）や外部漏えい防止、新ビジネスの展開などを行う機能であり、わが国企業の競争力の源泉である。
- ・ このため、マザー工場機能を整備・拡充するための設備投資や、雇用者の増加を対象にした優遇税制を設けるべきである。具体的には、設備投資に対しては、即時償却または税額控除（設備5%、建物・構築物3%）を可能とすること、雇用者数の増加に対しては、税額控除（雇用者の10%以上の増加に対して一人あたり70万円の税額控除など）を要望する。
- ・ このことにより、国内雇用を守りつつ、海外展開を行うことが可能となり、ひいてはわが国企業全体の競争力の維持強化につながると考えられる。

⑨事業所税の廃止

- ・ 事業所税は、都市部への人口集中と公害が社会問題化した高度経済成長期の 1975 年に創設され、過密や混雑等の都市問題の解決に一定の役割を果たしてきた。しかしながら、社会資本整備が進み人口減少社会を迎えた今日、都市問題はむしろ中心部の空洞化である。
- ・ 事業所税は、短期的視点から見れば自治体にとって重要な税収基盤である。しかしながら、長期的には都市部への事業所の進出や企業の新規開業を阻害することにより、雇用者数の抑制や生産活動へのマイナス効果を通じて都市の成長を阻害する。その結果として、住民税、固定資産税の減収に繋がる可能性が危惧される。
- ・ 加えて、事業所税の従業員割は、給与総額を基に算出することから、企業の賃上げに対して抑制的に働きかねない。
- ・ また、事業所税は人口 30 万人以上の都市の過密解消を目的とするものであるが、市町村合併の結果、形式的に人口が 30 万人を超えて事業所税の適用対象となった都市においては、そもそも過密問題は存在しない。中部圏では、三重県四日市市は合併により人口が 30 万人を超えたため、事業所税の対象地域となった¹。また、愛知県東部の山間部にある 6 町村は愛知県豊田市と合併したため事業所税の対象地域となった²。これらの都市に過密問題は存在しない。
- ・ このように事業所税は現代の社会情勢にそぐわなくものとなっており、非常に多くの問題を抱えているため、廃止するべきである。

⑩法人事業税（電気・ガス供給業の課税標準）

- ・ 電気供給業および大半のガス供給業の法人事業税における課税標準は「収入金額」が採用されており、その他の事業とは異なる取り扱いとなっている。2018 年度税制改正で、一部のガス供給業について、他の事業と同様の課税標準が採用されることとなったが、大半のガス供給業は依然として収入金額をベースに課税されている。
- ・ 収入金額が課税標準として採用されている当初の理由は、これらの事業が地域独占企業による料金認可制であることから税金の価格転嫁が容易であるため、また、料金認可制により所得金額が低く抑えられることから所得金額に対する課税では事業規模に見合った税負担とならないためであったと理解される。
- ・ しかしながら、電気・ガスの小売全面自由化によって、当該業種の経営環境は大

¹ 三重県四日市市は、2005 年 2 月 7 日、楠町との合併により人口が 30 万人を超えた。合併から 5 年間は「旧合併特例法」の規定により事業所税の課税団体としての指定が猶予されていたが、2010 年 2 月 15 日に指定され、同年 8 月から課税が行われることとなった。

² 2005 年 4 月 1 日、愛知県東部の藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町は豊田市と合併した。

大きく変化しており、上記理由による収入金への課税は合理性を失っている。

- ・ したがって、競争環境の公平性の観点からこれらの課税標準を見直し、その他の事業と同じ課税標準を採用するべきである。

⑪ 連結納税制度

- ・ 連結納税制度は、企業の機動的な合併・分割等の事業再編に対応して、税制がこれにふさわしい機能を果たすよう 2002 年に創設された制度である。形式的には別会社であっても、直接間接に 100%の株式の保有・被保有の関係にある親会社と子会社があたかも一つの会社のように納税することで、別会社として納税するデメリットの解消を趣旨としている。
- ・ しかしながら、事務負担増大の懸念等から先進諸国に比べてわが国では活用が進んでいないため、見直しが求められている。見直しに向けて、本会の会員からも多くの期待の声が聞かれる。

【会員企業の声】

- ・ 産業界からのパブリックコメントを集約し、納税者の事務負担軽減に努めて欲しい。
- ・ 新制度の検討にあたり、現行制度を利用している事業者に不利益が発生しないよう配慮をお願いしたい。
- ・ 損益通算等の連結納税本来の仕組みは堅持すべき。
- ・ 親会社は子会社の経営管理も責務となっているため、親会社と子会社を平等として繰越欠損金使用制限を設けるという検討案には違和感を覚える。
- ・ 会社の時価評価は、値段が決まっているものではなく、見解次第で金額が変わるなど判断が非常に難しいため、時価評価課税は廃止をして頂きたい。
- ・ 事後修正に対する事務負担の軽減をお願いしたい。
- ・ 連結納税自体を単体課税にして簡素化を図った方が良いのではないかという議論もあるが、結局、消費し切れなかった欠損金が使えなくなるので、非常に使い勝手が悪いものになる。

- ・ 本税制が事業再編による組織形態の変化に中立的であって抑制的に働くことがないよう制度が見直されること、納税実務を極力簡素化するよう見直されることが必要である。具体的には、連結企業間の損益通算が維持されること、適用開始・加入時の時価評価課税を廃止すること、修正申告時の書類や手続きを必要最小化すること、簡素で分かりやすい制度設計とすること、これらの結果として納税に関する事務負担が軽減されることを要望する。

⑫退職金等積立金に対する特別法人税の廃止

- ・ 本税制は、企業年金の支給額が給付時までには確定しないことから、課税が繰り延べられる際の利益分に対して、遅延利息の意味合いで年金の積立金に課税するものである。
- ・ 企業年金は受給者の安定した老後の所得確保を図るものであるが、本課税は積立金の減少と、積立状況の悪化をもたらす恐れがある。ひいては、受給者に対する支給額の減少や企業の掛け金負担の増加に繋がり、企業年金制度の根幹に影響を及ぼす可能性があるため、特別法人税は廃止すべきである。
- ・ このことによって、働く者の安心と労働意欲が増進され、ひいては企業の活力向上につながる。

⑬確定拠出年金の内容拡充

- ・ 確定拠出年金制度は、近年の少子高齢化時代における老後所得の安定確保の観点から、貯蓄から投資への移行を国民に促す意識改革を目的として設立された。国民の老後生活の安定を図る上では、公的年金を補完する意味で、本制度の果たす役割は非常に大きいものとなっている。
- ・ したがって、確定拠出年金制度の加入促進に向け、将来資産設計のより高い自由度と利便性を実現するために、拠出限度額を引き上げるべきである。
- ・ このことによって、企業の雇用安定化や労働意欲が増進され、ひいては企業の活力向上につながる。
- ・ また、個人版確定拠出型年金制度についても、活用増進に向けた PR 活動を推進すべきである。

(2) 中小企業の経営基盤強化

- ・ 中小企業は、わが国の生産基盤や技術基盤を担い、地域の雇用を支えている。換言すれば、中小企業こそが地域経済そのものであり、人口減少対策や地域創生のカギを握るといっても過言ではない。
- ・ しかしながら、多くの中小企業の決算は赤字であり、経営基盤の強化が課題となっている。大企業に比べると経営資源にも限りがあり、人手不足や働き方改革への対応、生産性向上に資する取り組みの遅れなどは深刻な問題である。さらに、経営者の高齢化が進む中で事業承継も大きな課題となっている。
- ・ また、度重なる大規模な自然災害による地域経済の被害は、結果的に日本経済全体に甚大な影響を及ぼし、各企業単位での減災・防災への備えを強化することが喫緊の課題であることを再認識した。
- ・ このため、中小企業の経営基盤強化に当たっては、事業承継の円滑化と災害対策

の推進の2つについて税制面での特段の配慮をお願いしたい。

①事業承継税制

- ・ 地域経済において、中小事業者の廃業の増加が深刻化している。わが国の地域の雇用や、ものづくりの基盤を支えているのは中小事業者であり、中小事業者の廃業の増加は、わが国の産業基盤に大きな影響を与えることとなる。
- ・ そこで、2018年度税制改正では、集中的な代替わりを促すため10年間の特例措置として事業承継税制が大幅に改正され、2019年度税制改正では、個人事業主を対象とした個人版事業承継税制が新たに創設された。
- ・ 日本経済の根幹に関わる中小企業や個人事業主の事業承継問題は、喫緊の課題であり、税制のみで解決できる問題ではないが、今回の改正により一定の進捗が期待できるものと評価する。
- ・ 一方で、会員企業からは以下のような声も聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 中小企業版事業承継税制について、代表者の認知症による会社機能の停止に備え、民事信託の利用が増えている。しかし、民事信託を利用すると、現状の事業承継税制は利用適用外となってしまうため、中小企業の会社存続の観点から適用要件の見直しを図って頂きたい。
 - ・ 個人版事業承継について、企業であれば株を担保とすれば他の追加担保は不要となっている一方で、個人の場合、土地・建物が追加担保となるが、銀行の担保設定がある等、煩雑化するケースがあるため、使い勝手の整備をお願いしたい。
 - ・ 株式評価額での相続制度は中小企業にとって不公平を感じる。
 - ・ 事業承継税制の要件だけでなく、周知され、利用されるまでのサポート体制の充実が重要である。
- ・ 事業承継は中長期的なスパンで取り組むものであり、企業が各施策の利用を検討する際は、制度の継続が担保されることが重要な判断要素となる。したがって、今回の改正内容を10年間の時限措置とせず恒久化すべきである。
 - ・ また、使い勝手の向上のため、手続きの簡素化を図るとともに、本制度の周知や利用のサポートなど周辺環境の整備も同時に進めるべきである。
 - ・ さらに、事業承継同様、事業譲渡についても事業存続のための重要な手段であることから、事業承継同様の税制優遇措置の導入が望まれる。

②中小企業防災・減災投資促進税制

- ・ 本税制は、自然災害が頻発する中、災害による中小企業への影響を軽減するための事前対策強化を目的として2019年度税制改正で新たに創設された。近年の度重なる大規模な自然災害により、サプライチェーンや地域の雇用を支えている地域企業が被害を受けたことで、社会基盤や生産基盤の機能喪失による日本経済の停滞を経験してきたわが国にとって、非常に意義のある税制の創設であると評価する。
- ・ 一方で会員企業から以下のような声が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 構造物に対して最新IT技術を活用した災害対策設備が増えてきているが、そのようなものについても対象範囲として頂きたい。
 - ・ 大型バッテリー装置のようなものも適用範囲に入れてほしい。
 - ・ 建屋などの施設へも適用対象の拡充をお願いしたい。
- ・ これまでの経験では、大規模な自然災害によって企業等に発生する被害は多様であり、従って必要とされる事前の備えも多様であるにもかかわらず、本税制が手当てする事前の備えは主として機械設備等に対象が偏っており極めて限定的である。
 - ・ このため、機械設備等に限定せず、工場・オフィス・店舗・倉庫等の事業用施設全般の耐震化に係る設備投資へと適用対象を拡充すべきである。

(3) 未来のための投資の促進、成長基盤の強化

①研究開発税制の適用範囲の拡充

- ・ 国の「未来投資戦略2017」と「未来投資戦略2018」が共通して目指しているのはSociety5.0の実現すなわち、デジタル経済化、データ駆動型社会化の推進である。このためには経済社会の各方面における研究開発活動の活性化が欠かせない。研究開発活動の分野は従来からあるモノの生産におけるプロダクト（製品）やプロセス（製造方法）の研究開発だけでなく、サービスの生産におけるプロダクト（サービスそのもの）やプロセス（業務プロセス、サービス提供方法）の研究開発も重要となる。
- ・ このことを踏まえれば、研究開発税制の適用対象となる研究開発行為はモノの生産を中心とする考え方からサービスの生産を含めた考え方へと拡張する必要がある。サービスに対する研究開発税制は、『対価を得て提供する新たな役務の開発』に係る研究開発のために要する費用を対象に2017年度から始まったが、今後は対象となる研究開発行為および必要とする費用の範囲を拡充すべきである。

- まずは、サービスの販売を目的とする限定を外し、自社の利用を目的とする場合も含めるべきである。
- その上で、具体的な対象行為や費用の範囲を拡張すべきである。
- その1は、ビジネスモデル開発である。近年、デジタル経済の進展を背景としてシェアリングエコノミーに見られるように各種の革新的な販売技術・方法、課金方法、収益モデルが登場している。製造業においても、売り切り型の販売方法からサブスクリプション契約型³の販売方法が登場している。これらのビジネスモデルは消費者の利便性の向上に貢献し、支持されている。このことに鑑みると、新しいビジネスモデルの研究開発のために要する費用も本税制の適用対象に含めるべきである。
- その2は、新業務プロセスの開発である。ブロックチェーン技術は全く新たな業務プロセスを生み出すリソースであるとされる。また、最近進められている業界を横断した EDI（電子的データ交換）の標準化は、企業間の取引に係る業務プロセスに革新をもたらすことが期待されている。さらに、RFID（Radio Frequency Identifier）⁴は流通・小売りにおける業務プロセスの在り方を変革すると言われている。このように現在、効率の高い新業務プロセスやサプライチェーンを生み出す様々なリソースが利用可能な環境にある。このことに鑑み、わが国の低い生産性を引き上げるためにも、新業務プロセスの開発のために要する費用も本税制の適用対象に含めるべきである。
- その3は、デザイン開発である。サービスの開発はモノの開発とともに一体のシステムとして行われることがある。例えば、自社商品である機械装置のユーザーの使用状況を遠隔地で把握し、より効率的な使い方や部品の取り換え時期を提案するサービスである。この場合、商品の機能やデザインがサービスと一体化して開発される。デザインの開発に要する費用も本税制の適用対象に含めるべきである。また、そもそもモノの開発においてデザインは重要な位置づけをもっており、サービスの開発に限らず、モノの開発に係る研究開発税制においてもそれに要する費用は適用の対象に含めるべきである。

②研究開発税制の適用要件の緩和

- オープンイノベーション型研究開発税制は、特に大学との共同研究を行う場合、契約書で詳細な事項を記述する必要があるうえ、専門家の監査が必要となる。ま

³ サブスクリプション契約とは、主にソフトウェアのライセンス契約の方式であり、売買ではなく特定期間内の使用権を販売する方式。

⁴ RFID（Radio Frequency Identifier）とは、微小な無線チップにより人やモノを識別・管理する仕組み。IT化・自動化を推進する上での基盤技術として注目が高まっている。

た、実際に研究開発税制の適用を申告する段階においても複雑な要件が定められている。

- これらに関して、本会の会員企業からは要件の緩和や申告実務の簡素化を求める声がある。

【会員企業の声】

- 産学連携の研究開発については、現在、相手方（大学等）から申告額等の情報をもらわないと自分側の税額控除を受けることはできない。相手方に支払った金額をベースに控除を受けられるようになるとお互いに労力が減る。
- これらのことを踏まえ、オープンイノベーション型研究開発税制における契約書記載事項や監査要件などを緩和すべきである。また、申告に当って相手方（大学等）への支払い金額をベースに控除が受けられるよう制度を簡素化すべきである。

③知財の蓄積を促進する税制（パテントボックス税制）

- 近年、欧州を中心に、知的財産権に起因する所得について低税率や所得控除を適用する制度の導入が進んでおり、知的財産を、開発された国から税負担の低い国へ移転するといった企業行動が見受けられる。
- しかしながら、今のところわが国にはこのような制度は存在しておらず、制度が遅れば、わが国企業の競争力の低下を招くのみならず、企業が知的財産権を税負担の低い国へ移転するような行動に繋がる可能性がある。
- このため、現在行われている BEPS⁵に係る国際課税の議論に配慮しつつ、特許権などの適格知的財産から生じた所得に対して、法人税の低い税率の適用を可能とするパテントボックス税制を整備すべきである。
- このことにより、知財戦略や国内の技術開発が促進され、ロイヤリティや知的財産権の譲渡益など、知的財産から生じた所得を国内に還流させることが可能となる。

（４）国際課税制度

①BEPS プロジェクトに対応した国内制度整備

- 一部の多国籍企業による過度な節税行為への対応を目的とした BEPS プロジェクトの進展に応じて国内の制度整備が進んでいる。制度整備は総じて詳細を極め、過度な事務負担を企業に強いることとなっている。このため、本会の会員企業の中でもわが国の BEPS 対応に関心を示す企業は多く、事務負担の軽減を求める声は

⁵ Base Erosion and Profit Shifting : 税源侵食と利益移転。

多く聞かれる。

- ・ したがって、BEPS 対応の制度構築にあたっては、企業の事務負担の軽減に向けた配慮をお願いしたい。

【会員企業の声】

- ・ まだ判断に迷う事案が数多くあるため、今後も明確化に努めて頂きたい。運用に関するガイドラインや事例集等があるとありがたい。
- ・ 作成を求められている資料で、本当に必要なものなのか疑問なものもある。事務負担も考慮して頂き、一層の簡素化をお願いしたい。
- ・ 作成義務のある資料の中には、調査にあまり参考にされないものが含まれているが、これらの作成にも相当なコストを費やさねばならず、負担感は非常に大きい。

②外国子会社合算税制（CFC 税制）

- ・ 「外国子会社の経済実態に即して課税すべき」との BEPS プロジェクトの基本的考え方を踏まえ、近年の税制改正では外国子会社合算税制（CFC 税制）⁶の見直しが続いている。
- ・ 特に、最近では 2017 年度税制改正で従来の、合算課税対象の判定基準であるトリガー税率が廃止され、外国子会社の所得や事業の内容によって合算課税対象を判断する仕組みとなった。一定の金融所得や実質的活動のない事業から得る「受動的所得」は原則として合算対象とし、経済活動の実体のある事業から得る「能動的所得」は、外国子会社の税負担率にかかわらず対象外となった。
- ・ 2018 年度税制改正では合算課税対象について、M&A によるシナジーの最大化を図るため、ペーパーカンパニー等へ整理時の課税が見直された。また、2019 年度税制改正ではペーパーカンパニーにおける国内外のビジネス実態をより考慮し、一定基準の外国関係会社をペーパーカンパニーの範囲から除外する緩和策が講じられた。
- ・ しかしながら、会員企業からは、本制度上の問題点、懸念事項について多くの声が聞かれた。

⁶ 外国子会社合算税制（CFC 税制、CFC は Controlled Foreign Company の略）とは、外国子会社を利用した租税回避行為を防止するため、一定の条件に該当する外国子会社の所得相当額を日本の親会社の所得とみなして、日本で合算課税する制度。

【会員企業の声】

- ・ 近年アメリカの連邦税において、法人税が大幅に下げられたことで、タックスヘイブンと言われ、元からある現地子会社が課税対象となるのは不合理である。
- ・ 一部の国への積極的な課税材料の提供や二重課税に繋がることを懸念している。
- ・ まだ曖昧な解釈で当局に確認しながら処理を行っているものも多く、より透明性のある事例集やガイドラインがあるとありがたい。
- ・ 現状のペーパーカンパニーに該当する可能性のある企業が多く、それら全ての申告書を作成する負担が非常に大きい。
- ・ 合算年度は、事業年度が終わってから2か月後の合算と決まっているが、各国で申告期限にバラつきがあるため事務負担が非常に大きいので、6か月後ぐらいの猶予が欲しい。

- ・ したがって、企業へ過度な負担を強いることがないよう実務の軽減に配慮すべきである。加えて、租税回避に利用される可能性が低い国は一律合算課税対象から除外するホワイトリストの導入や、租税回避に利用される可能性が高い国についてのみ外国子会社の合算課税対象の判定を行うなど、本制度の本旨に立ち返り、わが国で納めるべき税を意図的に回避する行為のみを合算課税の対象とするよう、見直しを継続していただきたい。
- ・ また、合算の申告について、事業年度が終了してから6か月程度の猶予がなされるよう配慮をお願いしたい。

③国際課税をめぐるトラブル解決

- ・ わが国企業の海外進出が進む中で、海外で獲得した利益の還流を円滑に進めるためには、新興国等の進出先で適正な課税が行われることが重要である。
- ・ しかしながら、進出先（主に新興国）の税務当局との課税トラブルが増加しており、本会会員企業への聞き取り調査でも、以下の様に国同士での解決を強く望む声や BEPS 対応が加わって国際課税業務がさらに多忙になることを懸念する等の声が聞かれた。企業が対応に苦慮した結果、やむなく課税に従う場合もある。

【会員企業の声】

- ・ 特に東南アジアを中心とした新興国に理不尽な課税が多く、訴訟や相互協議などの事後対応に苦慮している。
- ・ 課税に対して異議を申し立てる仕組みはあるが、相手国が何らかの理由で話し合いに応じないケースも多々あり、非常に不合理であるため、租税条約で逃げ道を無くすような項目を増やしてほしい。
- ・ 租税条約ネットワークの更なる構築や、当局間での連携や事前協議の強化に努めて頂きたい。
- ・ 理不尽な課税については、未然に防ぐことが大前提であるため国と国でしっかりと交渉するなど、国として立ち向かってもらいたい。
- ・ 当局の海外への対応が不安定であると、海外投資活動をより慎重に考えざるを得なくなる。

- ・ このため本会会員の意見にもあるように、国として相手国に立ち向かっていただき、国同士の調整や、租税条約ネットワークの拡大等の対応を速やかに行っていただきたい。
- ・ また、わが国課税庁による税務調査は、二重課税の回避を最大の目的として実施するとともに、追徴などの処分を行う前に、わが国企業との認識の相違点などについて相互理解を十分に図った上で、紛争関係国との合意形成を最大限図っていただきたい。あわせて、判断・調整プロセスについても更に透明性を高めていただきたい。
- ・ このことにより納税されるべき国で納税がなされるとともに、二重課税、追徴、紛争解決費用などのリスク、国際税務に係る事務負担等が軽減されることとなる。

④外国税額控除制度

- ・ 外国税額控除制度については、外国税額控除限度を超過した部分の繰越期間が3年と短いため、延長するなどの改善を図るべきである。

⑤海外所得の国内還流を促進する税制

- ・ 企業が海外で得た収益は、現地での再投資とともに、親会社などに対する配当として日本に還流して国内の研究開発や設備投資、従業員の賃金などに使われる。
- ・ したがって、海外の活力をとりこみ、わが国の経済が持続的に成長していくためには、資金の還流を増やしていくことが重要である。
- ・ このため、外国子会社配当益金不算入制度における益金不算入の割合を現行の95%から100%に引き上げ、さらに還流増加分などに対する税額控除等を行うべ

きである。

- ・ これらのことにより、国内に還流した資金による国内経済の活性化や産業構造の転換が図られるものと考えられる。

2. 地域創生に資する税制の整備

(1) 地域の自立性の強化、地方税制における税源の偏在性の是正

① 地方法人二税、地方消費税、国による自治体の取り組みの評価

- ・ 法人住民税および法人事業税からなる地方法人二税は、税源の偏在性と不安定性という問題を抱えている。
- ・ 一方、地方消費税は偏在性が少なく安定しており、地方の自主財源として有望である。このため、地方法人二税を縮減し、代わって地方消費税の拡充を図るべきである。
- ・ さらに、国は地域活性化に向けた自治体の取り組みを評価し、成果に応じて地方交付税や地方譲与税の一部の増額を行う等の措置の整備・拡充を講じるべきである。
- ・ これらのことにより、地方の安定的な財源が確保され、将来を見据えた持続的な地域社会の活性化に取り組む環境が整備されることが考えられる。

② 地方消費税の清算基準の見直し

- ・ 地方消費税の清算基準は、本来、税収の最終的な帰属地を最終消費地に帰結させるべく調整することを目的とするものである。
- ・ 2018年度の税制改正で、この目的に沿って清算基準が見直されたが、今後、知見のさらなる深化や関連統計の整備の進展等に基づいて清算基準を改善する不断の努力を行うべきである。

③ 特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）

- ・ 地方法人特別税は、消費税率引上げの2019年10月に廃止が予定されている。
- ・ しかしながら、地方法人課税における税源の偏在性を是正する新たな措置として、地方法人特別税に代わり、特別法人事業税（仮称）及び特別法事業譲与税（仮称）が恒久的な措置として創設される。
- ・ 基本的には税負担の増加には結びつかないとの見方も多いが、今後、税源の偏在性是正について不断の改善が成されることを期待する。

④企業版ふるさと納税制度

- ・ 個人の寄附税制は、「ふるさと納税」や、認定 NPO 法人などへの寄附で税制優遇が受けられる「市民公益税制」が導入されるなど、拡充が行われた。
- ・ 法人の寄附税制については、2016 年度税制改正で地方創生応援税制（いわゆる「企業版ふるさと納税」）が創設された。これは地方公共団体が策定して内閣府が認定した地域活性化に資する事業に対して、企業が寄附を行うと税額控除を受けられる制度⁷である。
- ・ しかしながら、企業から地方自治体への寄附は総じて伸び悩んでいる。
- ・ 本税制は 2020 年 3 月に期限を迎えるものであるが、企業の寄附行為が広がり、地域活性化や社会貢献の拡大に繋がるよう 期限延長を要望する。また、県や市町村に対しては、企業が寄附を行いたくなるような事業計画の策定、認定事業の PR ならびに本税制の企業への周知努力を期待する。

⑤特定公益増進法人への寄附税制

- ・ 本税制は公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものと認められた特定公益増進法人に対する寄附優遇制度である。
- ・ 寄附を受ける側にある大学等のうち特に私立大学については、各都市に数多くあることから 地方への人材誘致や、地域の消費や賑わいの造成など地域創生に寄与する極めて重要な役割を担う。また、多様化する国際競争の中では、アジアを中心に中国や東南アジア諸国の著しい発展に伴い、優秀な人材が海外に流出するなど、わが国のプレゼンスの低下は顕著になってきているなか、私立大学は人材育成と有為な人材の海外流出防止にも重要な役割を担う。
- ・ しかしながら、少子化の影響により、入学者の減少が見込まれるわが国では、大学運営が困難化している。その結果として 本来の研究や人材教育の機能が低下すれば、企業にとってもデメリットが及ぶ。このため、企業による私立大学の支援方策の一つとして寄附は重要な位置づけを持つ。
- ・ 現在、国立大学法人（国公立大学）への寄附金は全額損金算入対象となるのに対して、私立大学への寄附金は一定の限度額までしか損金算入対象とならないため、国公立大学と私立大学の間で寄附金の取扱いに違いがある。

⁷ 従来の寄附税制が所得控除であったのに対し、本税制は税額控除が行われることが特徴であり、同額の寄附に対して、従来の概ね 2 倍の税が軽減される。
地方公共団体が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を地域再生計画として内閣府に申請し認定を受け、企業は内閣府が認定した事業に対して寄附を行い、税額控除を受ける。
内閣府が運営する以下のポータルサイトより、各認定事業を確認できる。
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

- ・ したがって、私立大学との産学連携のインセンティブを高めるためにも、寄附金に関して損金算入額限度額の引上げを行うことが望ましい。

⑥特定資産の買換え特例

- ・ 本税制は、企業の所有する長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編等を喚起し、土地の有効利用等を推進し、都市の競争力強化及び地域活性化を実現するとして2017年度税制改正により、内容の一部見直しと期限の延長がなされた。
- ・ しかしながら、東京一極集中は一向に是正されず、地方の地域活性化への活路は依然として見えていない。
- ・ したがって、都市間での競争力強化や企業が都市部から地方への本社機能や事務所の移転などに係る特定資産の買換えを促進するため、2020年3月末までの期間を更に延長し、更なる適用範囲の拡大や使い勝手の向上を図るよう制度整備を行うべきである。

(2) 地域経済の活力向上

①事業所税の廃止（再掲）

- ・ 事業所税は地域の創業や雇用に抑制的に働くため、廃止すべきである。

②固定資産税

- ・ 土地に対する固定資産税については、行政サービスに対する応益性がある。
- ・ 一方で、償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せないため、地方税源としては適当ではない。加えて、諸外国に例をみない税制であり、わが国のものづくりに関わる産業の負担を高めていると同時に、負担が製造業など特定業界に偏在する不公平な税制である。
- ・ このため、償却資産に対する固定資産税は廃止すべきである。
- ・ 仮に廃止ができない場合には、取得価額の5%に据え置かれている評価額の最低限度を、法人税と同様に備忘価額（1円）とするべきである。
- ・ このことによって、税負担の軽減分を設備投資等の価値創造的な活動に充当しやすくなる。

③法人事業税の外形標準課税

- ・ 法人事業税については、外形標準課税のウェイトを高める方向で制度改正が進んでいる。外形標準課税の付加価値割は賃金への課税の性格を持っているため、雇用に対して抑制的に働くなど地域経済に悪影響を与えている。
- ・ このことを踏まえ、外形標準課税は基本的には廃止の方向で見直すべきである。

仮に拡充するにしても十分慎重に行われるべきである。

- ・ そもそも、法人事業税は、企業が事業活動を行う際に地方自治体から受ける行政サービスに対する支払という名目の下に創設された税目である。
- ・ 行政サービスに対する応益課税としては法人住民税が設けられており、固定資産税や都市計画税などを合わせると行政サービスへの応益課税はさらに多重となる。
- ・ 本会会員からは、過大な事務負担が生じているとの声もあることから、法人事業税を含めこれらは、整理・簡素化されるべきである。

④退職金等の積立金に対する特別法人税の廃止（再掲）

- ・ 退職金等の積立金は、労働者の退職後の生活の安心を図るものであり、その充実には、地域の雇用確保の観点からも重要である。
- ・ 従って、退職金等の積立金に対する特別法人税は積立金の充実や安定化の妨げとなるため廃止すべきである。

⑤確定拠出型年金の内容拡充（再掲）

- ・ 本制度は、公的年金を補完する制度であり、地域企業の安定した雇用確保や職場移動等の柔軟な働き方に寄与するため拠出限度額を上げるべきである。

⑥空き家の発生を抑制するための特例措置

- ・ 現行の法制下では空き家を取り壊して更地にした場合に、固定資産税や都市計画税の住宅用特例が適用されなくなり、税負担が大幅に増えるといった問題がある。
- ・ 2015年2月から「空き家対策特別措置法」が施行され、空き家の中でも早急に対策が必要な「特定空き家等」に対して、行政が是正措置を講ずることとなった。しかし、その対象は「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」など、事実上、廃屋に近い状態のものに限られている。
- ・ そこで対象をさらに広げ、行政が対象地域のゾーニングを行い、対象地域については5年程度の猶予期間の後に固定資産税や都市計画税の住宅用特例を外す措置を導入してはどうか。
- ・ また、一方で、他者が空き家や空き店舗等を取得する際に不動産取得税や登録免許税を減免する、といった措置を講じてはどうか。
- ・ これらにより、所有者にとって空き家を放置する税制上のメリットが失われるとともに、他者が空き家を取得しやすくなるため、空き家の有効活用、ひいては中心市街地の土地の流動化が促進されるのではないか。

⑥空き家所有者の情報へのアクセス制限を緩和する措置

- ・ 空き家対策では空き家の所有者等の把握が困難、連絡がつかない等が大きな問題となっている。固定資産税等の課税情報から追跡可能な場合もあると考えられるが、現状では行政の納税情報の目的外使用には厳しい制限がある。
- ・ したがって、一定の配慮（目的や条件を厳格に限定する、納税者本人の承諾を得る等）の下での納税情報の開示等の方法で必要な情報の共有も進めるべきではないか。

⑦地域経済の担い手の設備投資を促進する税制

- ・ 地域経済の活力向上には、その担い手の経済活動の活発化が不可欠である。そこで、地域で重要な役割を果たしている建設業に着目し、その設備投資を促進する税制の整備を要望する。
- ・ 具体的には、建設事業者の建設機械等への設備投資に対して取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする措置である。この措置を講ずることによって、建設事業者の設備投資が促進され、地域経済の土木建設需要の掘り起しと雇用の増加が期待できる。
- ・ さらに、この措置によって各地域で頻発する自然災害に対する復旧工事などの対応力も高まると考えられる。災害時に真っ先に現場に駆け付けて、土砂やがれき等の撤去、道路の復旧等の作業にあたるのは、地元の建設事業者である。しかし、地域の建設事業者は厳しい状況にあり、重機等の建設機械を保有しないで必要な時のみにリースするといった動きが進んでいる。このままでは、災害時に必要な建設機械が手配できず、復旧作業が困難になることが懸念される。
- ・ 国土交通省では「建設業災害対応金融支援事業⁸」を設けたが、本支援事業は2015年3月31日に終了している。このため、本事業の復活も併せて要望する。

(3) 地域創生に資する人口減少緩和、労働参加率向上、子育て支援等の税制整備

- ・ 各地域においては、急速に進む人口減少や少子高齢化による労働力の減少が地域経済を衰退させる大きな原因となっている。このため、人口減少に歯止めをかけるとともに、潜在的な労働力として注目されている女性や高齢者の労働参加を妨げている制度的要因や慣習を緩和していく方策を多面的に検討する必要がある。

⁸ 建設業災害対応金融支援事業について

- ・ 県、市町村などと災害協定を直接締結している中小・中堅建設企業や、災害協定を締結している建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業（これらの協力会社を含む）が対象。
- ・ 建設機械の購入資金の全部又は一部を金融機関から借り入れるか、ファイナンス会社等による割賦販売を利用していること等が条件。
- ・ 初年度1年分の金利、割賦手数料の2/3を助成。ただし、上限は4%。

- ・ 税制面においては、他の先進国と比べ、働き方の多様性が少ない女性の労働参加率を高めるとともに、労働意欲のある高齢者が多様な働き方ができるよう「労働参加を促す税制の整備」を検討する必要がある。
- ・ 加えて、人口減少の根本を解決するために「結婚・出産・育児へのインセンティブを高める税制の整備」を検討する必要がある。

①女性の労働参加を促す税制の整備

- ・ わが国が著しい発展を遂げた高度経済成長期においては、夫は会社で終身雇用され、給与は年功賃金により徐々に上昇していき、妻は専業主婦として家庭を支えるという通念が一般的であった。その社会構造を前提として導入されたのが、配偶者控除・配偶者特別控除である。
- ・ しかしながら、働き手の減少に伴い、女性の社会進出が求められている中、共働き世帯が増加している現代では、過去の社会情勢をもとに作られた配偶者控除や配偶者特別控除は、夫婦共に正社員として働くような世帯は控除の恩恵を受けることができず、むしろ、女性の勤労意欲を削ぎ、女性の社会進出を妨げているとも考えられる。
- ・ 会員企業からは、本課題についての問題点や懸念事項について以下のような声が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 配偶者控除・配偶者特別控除・社会保険と言うような、あらゆる税控除の壁によって、労働時間の制限をしている人は大勢いるのが現状。現在の共働きが当たり前になっている時代にはそぐわないのかもしれない。
- ・ 子育てが落ち着いた 50 代以降の女性で、自分のキャリア形成のために、働き始める方が増えている。仕事に対して意欲的で労働力としても貴重であるため、税制で応援して頂きたい。
- ・ 働き方改革推進や労働参加率を向上させるための施策は、本当に困っている中小企業を念頭に置いた優遇制度構築をしなければ意味がない。
- ・ 極端に言えば社員の女性比率によって、階層ごとに企業が税額控除を受けることのできる仕組みはどうか。
- ・ 企業としては今後も働き方改革推進により労働環境整備を行っていくと思うが、更に国からの支援があれば、社内整備もしやすくなる。

- ・ したがって、多様な働き方を促進させ、労働参加率を引き上げるためにも、女性の労働意欲を掻き立てるような税制の創設、共働き世帯についても恩恵を受ける

ことができる中立的な税制へと体系的な整備をしていくべきである。

②結婚・出産・子育てのインセンティブを高める税制の整備

- ・ 現在の出生率の低迷は、結婚した夫婦の出生率は大きく低下していない事実から見て、結婚しない男女の増加が主な原因であることが統計的に証明されている。
- ・ このため、結婚のインセンティブを高める制度を税制面からも検討する必要がある。出生率の増加に一定の効果を発揮するといわれている所得税制における「N分N乗方式⁹⁾」の導入について本格的な検討が着手されることを期待する。

(4) 中部圏の活性化に資する税制

①総合特区制度における税制支援の拡充

- ・ 中部圏においては、今後、国産旅客機スペースジェットの量産開始や、B787の増産、B777Xの生産開始が見込まれるなど、航空宇宙産業の発展が期待される。
- ・ この期待を実現するため、中部圏5県にわたって、国際戦略総合特区「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」が指定されている。これに基づき、「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」¹⁰として設備投資に対する税制優遇措置¹⁰が設けられている。これらについて、以下のように要望する。

○国際戦略総合特区設備等投資促進税制の延長及び拡充¹¹

- － 2020年3月末までとなっている期限の延長をするとともに、宇宙関連事業等を支援対象に加え、対象設備の要件を緩和するなど、税制措置の対象範囲を拡大すること。

○本特区を対象とした研究開発税制の拡充

○固定資産税の減免

- － 償却資産に対する固定資産税の廃止。
- － 廃止が実現しない場合には、投資回収期間が長い航空機産業の特性に合わせ、償却資産に対する固定資産税の一定期間の減免。

⁹ N分N乗方式とは、世帯所得の合計を世帯人数で割った金額に税率をかけ、算出された税額に世帯人数をかけて、世帯の課税額を算出する所得税の課税方式。

¹⁰ 国際戦略総合特区設備等投資促進税制

- ・ 国際戦略総合特区内で、指定法人が、国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために設備等取得してその事業の用に供した場合に、法人税の特別償却又は税額控除が可能。
- ・ 対象となる設備等：機械・装置…2,000万円以上、開発研究用器具・備品…1,000万円以上、建物・附属設備・構築物…1億円以上
- ・ 特別償却の割合：【2018年度】取得価額の40%（建物等20%）
【2019年度】取得価額の34%（建物等17%）
- ・ 税額控除の割合：【2018年度】取得価額の12%（建物等6%）
【2019年度】取得価額の10%（建物等5%）

¹¹ アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会（会長：大村愛知県知事）の要望事項（2017年7月13日）から抜粋・引用した。

○国際戦略総合特区における法人税の所得控除制度

- － 2016年3月末までの期限で、特区内の事業による所得金額に対する所得控除制度が設けられていたが、これを復活すること。
- － 「専ら特区内で」となっていた限定要件を撤廃すること。
- － 国際戦略総合特区設備等投資促進税制（設備等の取得に対する特別償却または税額控除）との併用を認めること。

○航空機製造に係る輸入品関税の免税化

○飛行試験等における航空機燃料税の減免

○教育訓練に対する税制の支援

- － 中小企業等の教育訓練費用の税額控除を可能とすること。
- ・ また、地域活性化総合特区として指定を受けた静岡県の「ふじのくに先端医療総合特区」「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」、三重県の「みえライフイノベーション総合特区」、浜松市の「未来創造『新・ものづくり特区』」、豊田市の「次世代エネルギー・モビリティ創造特区」についても税制面での配慮を要望する。

②中部圏の産業高度化に資する税制

- ・ 中部圏は産業高度化を通じてわが国経済の繁栄に貢献したいと願っている。
- ・ 中部圏の産業高度化を担う「次世代リーディング産業」は、次世代自動車、航空宇宙、ヘルスケア、環境・リサイクル、観光などの各産業である。
- ・ したがって、これらの産業の研究施設・生産施設などに対する不動産取得税・固定資産税の軽減、研究開発費に対する税額控除の拡大、人材育成投資に対する減免措置の拡充などを要望する。

3. 国土強靱化に資する税制の整備

- ・ 2011年3月の東日本大震災、2012年4月の熊本地震、2018年6月の大阪府北部地震や7月の西日本大豪雨など、度重なる自然災害によりわが国は、多くの尊い人命・財産を失うとともに、社会基盤や生産基盤の機能喪失によって、長期にわたる経済・社会活動の中断・停滞を経験した。
- ・ 今後、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震の発生が高い確率で予想されていることを踏まえると、わが国経済社会のレジリエンス向上に向けた防災・減災対策の推進は喫緊の課題である。
- ・ 現在政府では、2014年6月に閣議決定された「国土強靱化基本計画」の見直し

進められており、官民の防災・減災対策を促進する様々な施策について検討が進められているところである。

- ・ これらの諸施策がより大きな効果を発揮するためには、企業による自主的な防災・減災対策の推進、換言すれば企業による国土強靱化への参画が不可欠である。
- ・ 2019年度の税制改正により、国土強靱化に資する税制として、新たに「中小企業防災・減災投資促進税制」が創設された。
- ・ 今後も、企業による自主的な防災・減災に資する設備投資の範囲拡充や、災害からの復旧・復興に役立つ重機等の設備保有を促進する税制の整備を望むものである。

(1) 民間施設の防災・減災に資する設備投資を促進する税制の整備・創設

①体系的な制度の整備・創設

- ・ 企業が防災・減災のために自主的に行った事前対策のうち、資産計上がなされる建物や設備等への投資に対する税制優遇措置に関して体系的な制度の整備・創設がなされることを要望する。

②中小企業防災・減災投資促進税制の対象設備投資の範囲拡大（再掲）

- ・ わが国では、今後も大規模な自然災害発生の可能性が高いにもかかわらず、本税制の適用対象が非常に限定的であるため、工場・オフィス・店舗・倉庫等の事業用施設全般の耐震化に係る設備投資へと適用対象を拡充すべきである。
- ・ 具体的な税制措置の案については以下の通りである。

○工場、オフィス、店舗、倉庫など事業用施設の耐震化に係る設備投資

- － 耐震性向上を目的とする既存の事業用建築物（工場、オフィス、店舗、倉庫等）の改修・増改築や収容される機械設備等の固定化であって関係基準等を満たす設備投資、あるいは事業用建築物の新築・建替えであって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された建築物あるいはその部分について、かつてのグリーン投資減税と同様に、取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする。
- － あるいは、当該資産増分について、固定資産の課税標準を5年間2/3に軽減する等の措置を講ずる。

○防潮堤、防波堤、岸壁、護岸、避難棟、建物高層化など津波被害軽減、航路保全に係る設備投資

- － 津波被害等の軽減や航路保全を目的とする既存の防潮堤・防波堤・岸壁・護岸の強化や新設であって関係基準等を満たす設備投資、あるいは避難を

目的とする既存施設の高層階化や新設であって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された施設あるいはその部分について取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする。

- あるいは、当該資産増分について、固定資産の課税標準を5年間2/3に軽減する等の措置を講ずる。

○事業用施設のより安全性の高い場所への移転に係る設備投資

- 地震に係る被害を軽減できるより安全性の高い場所への移転を目的とする事業場あるいは施設の移転であって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された事業場あるいは施設について、取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする。
- あるいは、当該資産増分について、固定資産の課税標準を5年間2/3に軽減する等の措置を講ずる。

○非常用電源等の非常用機器の設置に係る設備投資

- 地震被害に係る事業の継続性の向上を目的とする非常用電源等の非常用機器であって関係基準等を満たす設備投資については、その結果取得された機器の取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする。
- あるいは、当該資産増分について、固定資産の課税標準を5年間2/3に軽減する等の措置を講ずる。

○建設事業者の災害復旧活動に資する建設機械等の取得に係る設備投資

- 災害復旧に資すると認定できる特定の機械等に係るものであって、建設事業者が行う設備投資については、その結果取得された当該特定の機械等について、取得額の30%の特別償却もしくは取得額の7%の税額控除を可能とする。
- あるいは、当該資産増分について、固定資産の課税標準を5年間2/3に軽減する等の措置を講ずる。

○地盤改良等の液状化対策に係る工事

- 地盤の液状化に係る被害の軽減を目的とする地盤改良等の工事であって関係基準等を満たす投資については、土地の簿価の増加額の7%の税額控除を可能とする。
- あるいは、当該簿価増分について、固定資産の課税標準を5年間3分の2

に軽減する等の措置を講ずる。

○その他、防災・減災に資する取り組みに係る設備投資

- ー 上記以外の防災・減災に係る設備投資（工場内の地震シェルターの設置等）、あるいは地震対策用の支出で資産計上されるもの（地震動解析ソフトウェア購入等）についても、企業の防災・減災力を高める観点から、真に必要と考えられるものについては税制上の措置を検討いただきたい。

③大企業向け同趣旨制度の整備・創設

- ・ 大企業に対しても、中小企業防災・減災投資促進税制と同様の趣旨の制度を整備すべきである。新制度に期待する内容は、前項の通りである。

（２）民間施設の防災・減災に資する既存税制の活用促進及び拡充・延長

- ・ 政府は、これまでも、ホテルや旅館等の耐震改修に対する税制優遇措置、津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例、データセンターの分散化を促進する税制など、種々の助成措置を講じてきた。また、2018年度税制改正では、一定の条件を満たす民有護岸の耐震改修に対する税制措置について拡大・延長が成され、2019年度税制改正では中小企業防災・減災投資促進税制が創設された。しかしながら、本会が実施したアンケート調査によれば、これらの認知度は非常に低い¹²。
- ・ したがって、税制をはじめとする助成措置について、より多くの企業が利用できるよう、周知方法の改善を図るべきである。
- ・ また、既存の助成措置について、企業が認知していても、対象が限定されており適用要件に合わないため申請できない、適用要件の判断が難しいので申請を行わなかった、期間が限定されているため対策を行うタイミングと合わない、等の理由で活用に至らないケースがある。
- ・ したがって、官側による申請のサポート、適用要件の緩和、対象の拡大、期間の延長等により、助成措置の使いやすさの向上を図るべきである。
- ・ 同趣旨の既存税制に対する要望内容は以下の通りである。

①鉄軌道事業者等に関する耐震投資促進税制

- ・ 本税制は首都直下地震・南海トラフ地震に備えた鉄道施設等の耐震補強工事によ

¹² 本会が2018年1月に実施したアンケート調査（回答総数234社）によれば、「既存の防災・減災の助成策についてご存知ですか」の問いに対し、「助成策があるのは知っているし活用したことがある」との回答は全体の4%にとどまる。

って新たに取得した一定の償却資産に対しての税制優遇である。

- ・ 2020年3月に期限を迎えるが、事業者の対策の一層の増進に万全を期すため、本制度の期限を延長すべきである。

②耐震改修促進税制

- ・ 本税制は耐震改修促進法により不特定多数の者が使用する等の理由で耐震診断が義務付けられる一部の建物について、耐震改修を促進するための税制優遇であるが、人命保護を第一義としていることから、耐震診断義務付け未満の構造物であっても、自主的に耐震診断を受診し、耐震改修を行った建造物へも対象範囲の拡張をすべきである。
- ・ また、わが国の経済活動の維持を図るため、生産活動保全の観点も加味して、現在耐震診断が義務化されていない工場、事務所、倉庫、卸売市場等の建造物が、自主的に耐震診断を受診し、耐震改修を行った場合についても対象範囲を拡張すべきである。

③地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置

- ・ 本税制は、地震防災対策の一環として、緊急地震速報受信装置等の設置をする事業者等に対して固定資産税の税制優遇を行うものである。
- ・ 2020年3月に期限を迎えることとされているが、同装置の普及率はいまだに十分な水準とはいえない。また、近年、大規模な地震が想定される中、減災・防災に対する意識は高まっており、IT技術を活用した新しい防災・減災対策に資する技術が生まれていることから、本税制の必要性和適用範囲の拡充に対するニーズは高まっている。
- ・ したがって、期限の延長を行い、適用資産の範囲を拡充すべきである。

④民有護岸・係留施設の耐震改修に係る税制優遇措置

- ・ 本税制は、全国の港湾隣接地域内にある民有護岸・岸壁・栈橋について、耐震性に係る点検結果を港湾管理者に報告し、報告後3年以内に耐震改修を行った施設への税制優遇である。
- ・ 施設の耐震性に係る点検の報告期限が2020年3月までであるが、本税制の認知度の低さに加え、事業者の設備投資のタイミング、適用要件、手続きの難解・煩雑などの理由で民間事業者の理解が進んでいないのが、実情である。
- ・ したがって、期限の延長及び、本税制の周知徹底、要件の柔軟な解釈を行い、活用を増進すべきである。
- ・ なお、港湾隣接地域内においては、立地する事業者がその土地の地主ではないケ

ースがかなりの程度見られる。このため事業者が護岸等の耐震改修を望んだとしても、その意向を地主が理解しなければ、改修事業は計画されることはない。このような事情が本税制の利活用が進まないことの理由の一つであることも考えられる。

⑤国の無利子貸付を受けて改良された護岸等に係る固定資産税の特例措置

- ・ 本税制は対象の推進地域に民有護岸等を有する事業者に対して、国の無利子資金の貸付けを受けて民有護岸の耐震改修を行った際の税制優遇である。
- ・ 無利子貸付制度を利用した改修工事を 2021 年 3 月までに完了しなければならないとしており、認知度の低さに加え、事業者の設備投資のタイミング、適用要件、手続きの難解・煩雑などの理由で民間事業者の理解が進んでいないのが、実情である。
- ・ したがって、期限の延長及び、本税制の周知徹底、要件の柔軟な解釈を行い、活用を推進すべきである。

⑥津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置

- ・ 本税制は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画に基づき港湾施設等の取得・改良を行った事業者に対する税制優遇である。
- ・ 上記④の税制同様、2020 年 3 月までの期限となっており、認知度の低さに加え、事業者の設備投資のタイミング、適用要件、手続きの難解・煩雑などの理由で民間事業者の理解が進んでいないのが、実情である。
- ・ したがって、期限の延長及び、本税制の周知徹底、要件の柔軟な解釈を行い、活用を推進すべきである。

⑦地域データセンター整備促進税制

- ・ 本税制は、首都直下型地震対策区域内の特定の電気通信事業者によるデータセンターのバックアップ設備の整備を促進することを目的とした税制優遇である。
- ・ 上記④⑥の税制同様、2020 年 3 月までの期限となっており、認知度の低さに加え、利用できる対象地域や事業者が限定的である。
- ・ したがって、期限の延長及び、適用対象地域・事業者の範囲拡大を行い、活用の推進をすべきである。

⑧放送ネットワーク災害対策促進税制

- ・ 本税制は、民間ラジオ放送事業者による災害対策のための予備放送設備等の整備を促進することを目的とした税制優遇である。

- ・ 上記④⑥⑦の税制同様、2020年3月までの期限となっており、認知度が低くあまり利用がなされていないのが実情である。
- ・ したがって、期限の延長を行い、事業者に対して無理のない合理的な設備投資計画を高めるよう推進すべきである。

(3) 災害復興に資する税制の強化

①地震保険の保険料控除拡充

- ・ 地震保険の保険料控除制度は、度重なる大規模な地震災害を経て、国民の自助努力を高めて地震リスクに対応し、被災者の生活の復旧・復興に貢献する地震保険の利用及び加入促進を図るため、2007年に創設された。東日本大震災や熊本地震を経験し、今後、首都直下型地震、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されている中、地震保険の果たす役割は非常に大きくなっており、加入率は増加傾向にある。
- ・ しかしながら、保険料率は引き上げ傾向にあることもあり、全国の世帯加入率では30%程度と依然として低い水準にとどまっている。
- ・ 本税制は、災害被害に対する国民生活の復興、ひいてはわが国の経済全体の安定にも大きく寄与するものとなるため、今後も制度普及に向けたPR活動と保険料控除幅の拡充を図り、加入者促進を図るべきである。

(4) 税制措置の効果

- ・ これらの税制の整備・創設によって多様な効果が見込まれる。
- ・ まずは、将来、震災が発生した場合に被害額を軽減する効果が見込まれるとともに、速やかな復旧に対する備えが可能となる。その結果として復旧・復興への国費投入が抑制できることとなる。
- ・ 次に、企業活動の継続性が向上する効果が見込まれる。その結果として地域雇用の確保、国民経済の持続性が向上する効果が見込まれ、さらにその結果として諸税収の減少を抑制する効果が見込まれる。
- ・ また、対策を講じることで裾野の広い建設関係の需要が喚起される結果、中小企業の活性化、地域雇用の向上、消費の維持拡大など、経済全般にわたって多面的な景気浮揚効果があると考えられる。

4. 消費税制の改善

(1) 複数税率制度

- ・ 2019年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、軽減税率の導入（酒と外

食を除く飲食料品の税率を8%に据え置く等)が決定しているが、導入に際して、多くの問題点が存在する。

- ・ 会員企業へのアンケートや聞き取り調査でも、事務負担が増えること等を理由に、否定的な意見が多く聞かれた。
- ・ したがって、導入後の実態や反響を把握し、十分に妥当性を検証すべきである。

(2) 逆進性緩和策

- ・ 2019年10月の消費税率10%への引き上げに際して、逆進性を緩和するとして軽減税率の導入(酒と外食を除く飲食料品の税率を8%に据え置く等)が決定している。
- ・ しかしながら、低所得者の負担軽減や逆進性緩和を目的とするならば、高額所得者にも恩恵が及ぶ複数税率よりも、マイナンバー制度を活用した簡素な給付措置の拡大、あるいは所得税における給付付き税額控除方式の方が効果的であると思われる。
- ・ したがって、納税者の事務負担軽減の観点からも、簡素な給付措置の拡大や、所得税における給付付き税額控除方式など、逆進性緩和策について再検討すべきである。

5. 税制の合理性・受容性の向上、新陳代謝

- ・ 国への信頼は企業や個人が納税を行う大前提であるが、合理性や受容性を欠いた税制は国への信頼を著しく損なうものとなる。
- ・ したがって、時代の変化に合わない、そもそも課税根拠が不明確である等、合理性を欠いた税制について見直し、受容性を高め、経済社会にふさわしい税制の新陳代謝を進めるべきである。

(1) 印紙税

- ・ 電子商取引が一般化する中、紙ベースの商取引にのみ課税される印紙税は、合理性を失っている。
- ・ 本会会員へのアンケートや聞き取り調査では、印紙税の合理性や、実務面での負担感に関して以下のような意見が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 商取引の電子化が進む昨今の流れからすれば、存在意義を失っている。
- ・ 取引形態の変化に伴い、書面文書のみが課税対象となるのは不合理である。

- ・ 以上のように合理性を失っていることに加え、税務負担軽減の観点からも、印紙税は廃止すべきである。

(2) 事業所税 (再掲)

- ・ 事業所税は時代に逆行するものであり、創業や雇用に抑制的に働くため、廃止すべきである。

(3) 固定資産税 (再掲)

- ・ 償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せないことに加えて、諸外国に例をみない税制であり、わが国のものづくり産業の負担を高めている。このため、償却資産に対する固定資産税は廃止すべきである。

(4) 外形標準課税 (再掲)

- ・ 外形標準課税の付加価値割は賃金への課税の性格を持っているため、雇用に対して抑制的に働くなど地域経済に悪影響を与えるため、基本的には廃止の方向で見直すべきである。

(5) 法人事業税における収入金課税の見直し (再掲)

- ・ 電気・ガスの小売全面自由化によって、当該業種の経営環境は大きく変化しており、収入金への課税は合理性を失っているため、課税標準を見直し、その他の事業と同じ課税標準を採用すべきである。

(6) 自動車関係諸税の整理、簡素化、新税制の創設

- ・ 揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税、自動車取得税などの自動車関係諸税は、複雑かつ時代の変化に合わないものとなっているため改革が必要である。また、自動走行や環境対応などの分野で、わが国が世界をリードすることが期待されるものについては、その普及促進のため税制の整備が必要である。
- ・ そこで、自動車関係諸税について以下のような観点から見直すべきである。

①体系的な整理・簡素化

- ・ 自動車関係諸税は、同一の課税対象に複数の税が名目を変えて折り重なる複雑な税制となっており、自動車の利用者に過大な税負担を強いているため、体系的な見直しを行い整理・簡素化を図って納税者負担を軽減すべきである。

②課税の多重性の解消

○車体課税

- 自動車取得税については、消費税率の引き上げが2019年10月1日へ延期されたため、自動車取得税の廃止および「環境性能割」（自動車税・軽自動車税）の導入も、同日まで延期することが2016年8月に閣議決定された¹³。
- 車体課税については、自動車取得税が消費税と、自動車重量税が自動車税との二重課税となっており、自動車の利用者の負担が過大となっている。
- したがって、自動車取得税については、消費税率引き上げ時で廃止を確実に実施すべきであり、「環境性能割」については車種によっては負担増となることから、ユーザーの過度な負担増につながらないように配慮すべきである。
- 2017年度与党税制改正大綱では「消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減対策に万全を期す必要があり、自動車をめぐるグローバルな環境、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化、登録車と軽自動車との課税のバランスを図る観点から、2019年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。」としており、課税の多重性を解消するべく車体課税全体の見直しを行うべきである。

○燃料課税

- 燃料課税については、ガソリンの小売価格を構成する揮発油税、地方揮発油税にも消費税が課されるいわゆる「Tax on Tax」となっていることから、揮発油税、地方揮発油税に対する消費課税を廃止すべきである。

③暫定税率から本則税率への変更

- ・ 揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税、自動車取得税等の自動車関係諸税は、本則税率を超える高い税率が「当分の間として措置される税率」として課せられている。
- ・ これらの税については整理・簡素化が本来の姿であるが、それが早期に実現しない場合は、少なくとも本来の税率である本則税率に戻すべきである。

¹³ 2016年度税制改正大綱では、2017年3月31日をもって自動車取得税を廃止する一方で、4月1日から、取得価額に対して燃費基準値の達成度に応じて0～3%の間で課税（自動車税・軽自動車税）する「環境性能割」を新設するとしていた。

④環境性や安全性の向上の促進

- ・ 環境負荷の小さい自動車¹⁴に対する「エコカー減税¹⁵」（自動車取得税および自動車重量税の減免措置）や、「グリーン化特例¹⁶」（自動車税および軽自動車税の軽減、古い車は重課）は、2019年度税制改正で一部の適用要件を見直した上で、期限が延長されたが、これを継続することが重要である。
- ・ また、2019年度税制改正では、先進安全自動車（ASV）¹⁷に対する税制特例（自動車取得税および自動車重量税）についても、延長・拡充された¹⁸。
- ・ 現在、同特例はトラック、バスが対象となっているが、近年は乗用車にも様々な安全装置が装備されており、自動車の安全性を更に高める観点から、乗用車等も含め、高度な安全技術や装置が施された自動車に対する減税を検討すべきである。
- ・ あわせて、安全運転支援のためのインフラ整備（車車間通信、路車間通信等）に対しても税制面での配慮をお願いしたい。
- ・ これらの措置は、技術革新が進む自動走行分野においてわが国が世界をリードすることに繋がり、わが国の自動車産業のさらなる発展にも寄与することとなる。

⑤燃料電池自動車（FCV）の普及拡大を促進する税制の整備

- ・ 政府は「日本再興戦略 2016」で「次世代自動車については、2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目指し、初期需要の創出を図り、自立的な市場を早期確立するとともに、普及に不可欠な充電器や水素ステーションの整備を進める」としている。
- ・ 燃料電池自動車（FCV）については、既に減税（エコカー減税、グリーン化特例）、CEV補助金といった施策が講じられており、これらの施策の継続を期待する。

6. 税務負担の軽減

- ・ 納税者である企業の納税に係る事務負担は、各種帳票の収集から申告まで膨大なものとなっており、本会の会員企業へのアンケート調査、聞き取り調査からも事務負担の軽減を望む声が非常に多く聞かれた。

¹⁴ 一定の排ガス性能・燃費性能を有する自動車（ハイブリッド車を含むガソリン車・LPG車）および、特に環境性能の優れた自動車（電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車）

¹⁵ エコカー減税の期限：（自動車取得税）2019年3月31日、（自動車重量税）2021年4月30日

¹⁶ グリーン化特例の期限（自動車税・軽自動車税）：2021年3月31日

¹⁷ ASV：Advanced Safety Vehicle。先進技術を利用して安全運転を支援するシステムを搭載した自動車。税制特例の対象となる装置は、衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置（2018年度税制改正で対象車両拡充）。

¹⁸ 税制特例の期限は自動車重量税が2021年4月30日、自動車取得税が2019年3月31日。

- ・ また、企業の税務負担の軽減は、現在、政府が積極的に推進している「働き方改革」にも資するものである。
- ・ したがって、企業の税務負担軽減方策について検討を行い、税制およびその申告手続きについて以下のように簡素化を図るべきである。

(1) 申告・納税の電子化の推進

- ・ 2018 年度税制改正で、2020 年 4 月より資本金 1 億円以上の大法人は電子申告が義務化されることとなった。また、電子申告の利便性向上のため、提出情報等のスリム化・データ形式の柔軟化・提出方法の拡充・提出先の一元化・認証手続きの簡便化などの見直しについても明記された。
- ・ 電子申告の利用拡大が図られることは、企業および行政双方の業務効率化に繋がるため、是非とも推進していただきたい。
- ・ しかしながら、現行の e-Tax・eLTAX の両電子申告・納税システムについて、会員企業から改善を求める多くの声が聞かれた。

【会員企業の声】

- ・ 添付書類をすべてデータで送信できるようにして頂きたい。
- ・ 具体的なフォーマットなどを整備し、事務負担の簡素化をお願いしたい。
- ・ e-Tax と eLTAX のデータを共有化、一元化して欲しい。
- ・ 電子申告の義務化にあたっては、申告書添付要件の緩和（保存義務への組み替え等）を改めて検討いただきたい。

- ・ したがって、電子申告の利便性向上を進めるにあたっては、これらの意見に配慮した、より利用者目線での改善を強く望むとともに、電子申告・納税利用に対するインセンティブを高めるような施策などにも期待したい。

(2) 申告調整事務の軽減

- ・ 税の申告に当たっては、必要な実務の適正な実行が求められる。その中には、税法改正の細部に至るまでの把握、証拠書類の収集・保存、会計帳簿の点検、在庫評価等の的確な事実認識等が含まれる。
- ・ このうち、企業会計のための実務と共通しない税務固有の実務の増大を極力回避し、実務の煩雑さの軽減が図られるべきである。
- ・ わが国の税制は、確定決算主義を採用しているが、会計基準と税法基準の差異に関する申告調整が多く煩雑であるため、企業の事務負担が大きい。
- ・ 会計基準と税法基準の差異は近年拡大傾向にあり、今後国際会計基準（IFRS）に準拠する企業が増加すればこの傾向はますます強まることとなる。このことを踏

まえ、差異を縮小する方向で税制のあり方が検討されることを期待する。

(3) 減価償却資産事務の軽減

- ・ 減価償却制度については、2008年度の税制改正で機械装置の耐用年数区分の簡素化、明確化が図られたが、機械装置以外の有形償却資産（建物等）に係る耐用年数の区分についても同様の見直しを行い、簡素化を図るべきである。
- ・ 機械装置についても耐用年数表の細目に記載されていない設備（「事業用燃料電池発電装置」など）には、「その他の設備・もの」として長い耐用年数が適用される資産があるため、見直しを図り明確化すべきである。また、事業の実態に合わせた耐用年数の適正化を図るべきである。

(4) 地方税の納付事務の軽減

- ・ 地方税の中で、法人事業税の外形標準課税、とりわけ付加価値割は煩雑さが大きい代表例である。
- ・ 本会会員への聞き取り調査では、「全国に支店があるため、地方税に関わる事務負担は非常に大きい。本店所在地の自治体に一括して地方税を納付できる仕組みとしてほしい」との意見が聞かれた。
- ・ したがって、複数の自治体に跨る申告・納税手続きの一元化や、自治体毎に異なる帳票の統一等、納税事務の効率化が図られるべきである。
- ・ また、地方法人二税はその成分に国税である法人税を含むため、法人税の修正申告が発生した場合、連鎖して地方法人二税の修正が発生し、税務がとても煩雑となる。法人税が地方税として徴収されることは本来望ましくない。税務の連鎖を断ち切るためにも、また、本来の望ましい税制とするためにも地方法人二税における法人税の成分の廃止に向けた検討が開始されることを期待する。

(5) マイナンバーの有効活用

- ・ マイナンバー制度については2016年1月から運用が開始されたが、企業や個人が行う納税事務の効率化や、課税庁の事務合理化に寄与する制度設計と運用を行うべきである。

以上